

第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み（必要利用定員総数）並びに提供体制の確保（利用定員の合計）の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

第8節 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

また、教育・保育分野における費用の透明性の向上や、保護者による施設・事業者の選択、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討を支援するため、子ども・子育て支援法の改正が行われ、令和7（2025）年度から特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者は毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を県に報告し、県はこれを公表することとなりました。

このため、県は、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。